

# 住友生命の 定期保険



低解約返戻金型無配当定期保険

## 特徴

1

### 長期間の安心

ご契約から98歳までの長期間にわたり、万一の際の死亡保障または高度障害保障を確保できます。

▲保険契約上の年齢が98歳となる契約応当日の前日をもって契約は消滅します。

## 特徴

2

### 選べる自在性

事業の状況やご勇退の計画などに合わせ、保険料払込方法(全期払い・短期払い)、低解約返戻金期間を設計いただけます。

## 特徴

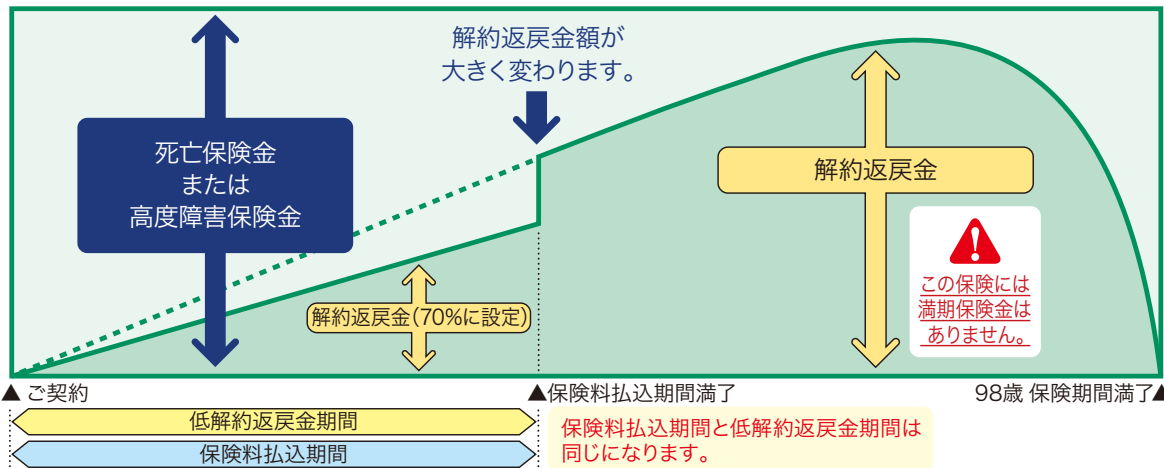
3

### 低解約返戻金期間の設定

解約返戻金を低く設定した期間を設けているため、お求めやすい保険料となっております。

▲低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。  
▲この保険には満期保険金はありません。

## しくみ図(イメージ) <短期払いの場合の例>



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。  
※解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、既払込保険料を下回ります。特に低解約返戻金期間中に  
ご契約を解約された場合、解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。

## ご契約の諸基準

契約年齢(*1)	18歳~75歳 ※低解約返戻金期間、保険料払込期間によって、 取扱範囲が異なります。	保険料払込方法(期間)	全期払い・短期払い					
		保険料払込方法	月払い・年2回払い・年1回払い					
		保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ)					
保険期間	98歳まで	低解約返戻金期間	全期払い:ご契約時に定めた所定の期間 短期払い:保険料払込期間と同一					
最低保険金額	300万円かつ月払保険料8,000円以上(*2)	取扱単位	保険金建て:万円単位					
最高保険金額(*3)	【法人契約の場合】		【個人事業主の場合】					
	契約年齢	18歳~19歳	20歳~75歳	契約年齢	18歳~19歳	20歳~24歳	25歳~65歳	66歳~75歳
	最高保険金額	7000万円	5億円	最高保険金額	5000万円	2億円	3億円	1億円

(\*1) 契約年齢は被保険者の契約日時時点の満年齢で計算します。(\*2) 年2回払い・年1回払いの場合は、月払保険料に換算したときに8,000円以上であることを要します。(\*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

▲この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

## 商品の概要

保障内容	保険期間	98歳まで
	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態（両眼の視力をまったく永久に失った等）になられたとき、高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。
	保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故による傷害</b> を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に住友生命所定の障害状態（1上肢を手関節以上で失った等）になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。</li><li>● <b>死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。</b></li><li>● <b>ご契約によっては、保険料払込期間の途中で既払込保険料が死亡保険金額等を上回る場合があります。</b></li></ul>		
付加できる主な特約等	年金支払特約Ⅰ型	死亡保険金、高度障害保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金を前払請求することができます。
	保険料払込免除特約(15)	被保険者が所定の状態となった場合に、以後の保険料のお払込みを免除します。その後も保障は継続し、解約返戻金は保険料が払い込まれたものとして推移します。
	ご家族登録サービス(*1)	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
	保険契約者代理特約(*1)	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き(*2)を行うことができます。
被保険者代理特約(*3)	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。	
<p>(*1) 契約者が法人であるときは、ご家族登録サービスのお申込みおよび保険契約者代理特約の付加はできません。(*2) 一部対象外となる場合があります。(*3) 契約者および死亡保険金受取人が同一法人であるときは、被保険者代理人を指定することはできません。</p>		
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%とされています。</b>また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。</li><li>● 低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。</li><li>● <b>解約返戻金額は保険期間満了時に0円となります(満期保険金はありません)。</b></li></ul>	
配当金	<ul style="list-style-type: none"><li>● この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利(総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など)はありません。</li></ul>	

## その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(申込みの撤回・契約の解除)の対象です。ただし、申込者または契約者が法人(会社等)の場合、**お申込みの撤回等を行うことができません(クーリング・オフ制度の対象外)**です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 